

# 7

## 事業負担区分一覧

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業	県	62.5	27.5	10	
農業競争力強化農地整備事業							
1 農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
2 農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
水利施設等保全高度化事業							
1 水利施設整備事業							
(1) 基幹水利施設整備型	農業水利施設保全合理化事業	用排水施設整備事業（農業用排水施設の 신설、廃止又は変更（以下「農業用排水施設整備」という））を実施するもの（国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く）	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(2) 排水対策特別型	排水対策特別事業	ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新又は整備を実施するもの イ アの事業と水路の更新又は整備及び客土、暗渠排水及び区画整理で排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工するものを一体的に実施するもの	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(3) 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業	ア 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「国・県営造成施設」）に関する機能保全計画の策定（当該施設の機能診断を含む） イ 国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 ウ 国・県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(4) 農地集積促進型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施するもの イ アの事業と客土、暗渠排水及び区画整理並びに高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの ウ 国営かんがい排水事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するもの	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
(5) 簡易整備型	農業水利施設保全合理化事業	ア 水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備 イ 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備	県 市町村 改良区等	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	ガイドライン ※は更新事業に適用 ( )は中山間等地域
2 畑地帯総合整備事業							
(1) 畑地帯総合整備型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ アと客土、暗渠排水、除稈、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうちアの事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの	県	50	27.5	22.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ アと客土、暗渠排水、除稈、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうちアの事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの ウ 農業用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（単独設備整備） エ 次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかを行う事業（単独土層改良） （ア）客土、暗渠排水及び除稈、土壌改良並びにこれを補完するための農地保全、交換分合、農業集落環境管理施設整備 （イ）暗渠排水のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる農業用排水施設整備のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 オ 営農用水施設整備のみを行う事業（単独営農用水） カ 水管理施設整備のみを行う事業（単独水管理施設）	県	50 ※45	27.5 ※未定	22.5 ※未定	※はオに適用
(2) 畑地帯総合整備中山間地域型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	上記2（1）1）の事業を中山間地域等で実施するもの	県	55	27.5	17.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	上記2（1）2）の事業を中山間地域等で実施するもの	県	50 ※45	27.5 ※未定	22.5 ※未定	※はオに適用

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
中山間地域農業農村総合整備事業							
1 中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、中山間地域等において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を実施する事業であって次のいずれかに該当する事業 ア 農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を一体的に行うものであり、かつ、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化のうち2以上を行うもの イ 農業生産基盤整備事業を行うものであり、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化のうち2以上を行うもの	県	55 (55)	32 (33)	13 (12)	ガイドライン ()は粗放的管理区域に適用
農村地域防災減災事業							
1 防災ダム整備事業	防災ダム事業	洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む)の新設又は改修及び併せ行う関連整備	県	55	39	6	
2 ため池整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ()は中山間地域
2) 一般整備型		築造後における自然的・社会的状況の変化等への対応又は人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事	県	55	28	17	大規模
3) 長寿命化型		施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画(施設長寿命化計画等)に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	小規模 ()は中山間地域
(2) ため池群整備工事		複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備					
3 用排水施設等整備事業							
(1) 湛水防除事業 (排水施設整備対策工事)	湛水防除事業	ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水防除事業が実施された地域)で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修(排水施設整備工事) イ 同一水系の排水河川に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修(アと併せ行うものを除く。)(排水管理施設整備工事) ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更(湛水防除施設改修工事)	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	()は中山間地域
(2) 用排水施設整備事業	ため池等整備事業	ア 築造後における自然・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等他動的要因に起因する湛水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備(土砂崩壊防止工事)又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置(水抜工)及びこれに関連する整備	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ()は中山間地域
4 農地保全整備事業	農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備	県	50	32	18	
5 地域防災機能増進事業							
(1) 土地改良施設豪雨対策事業		土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修	県	50 (55)	未定	未定	()は中山間地域
(2) 土地改良施設耐震対策事業		土地改良施設の耐震改修	県	55			大規模
(3) 農道防災対策工事		農道橋等の耐震化対策や災害発生防止に必要な危険箇所の整備	県	50 (55)	未定	未定	小規模 ()は中山間地域

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要											
				国	県	地元												
6 農業用河川工作物等応急対策事業	農業用河川工作物応急対策事業	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備、農業用道路横断工作物の耐震補強整備	県	55	37	8	大規模											
				①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	小規模① 小規模② ( )は中山間地域											
7 特定農業用管水路等特別対策事業	特定農業用管水路等特別対策事業	ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水水路の変更 イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	ガイドライン ( )は中山間地域											
8 水質保全対策事業	水質保全対策事業	水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設、水質保全施設等の新設、廃止、変更	県	50 (55)	未定		( )は中山間地域											
9 地すべり対策事業	地すべり対策事業	地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事、地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事	県	50	50	-												
10 防災重点農業用ため池緊急整備事業	(1)ため池総合整備工事																	
								1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	防災重点農業用ため池を対象に、上記2 (1) 1) の事業を実施するもの	県	55	34	11	大規模			
										2) 一般整備型						防災重点農業用ため池を対象に、上記2 (1) 2) の事業を実施するもの	50 (55)	34 (34)
								(2)ため池群整備工事	複数の防災重点農業用ため池を対象に、上記2 (2) の事業を実施するもの									
農地耕作条件改善事業																		
1 地域内農地集積型	経営体育成基盤整備事業	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間地域											
								2 高収益作物転換型	農地耕作条件改善事業	基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせる実施								
										3 スマート農業導入推進型	基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入を実施							
農業水路等長寿命化・防災減災事業																		
1 長寿命化対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業 広域農業用水適正管理対策事業	機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化、ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等	県 市町村等	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間地域											
				※50 (※55)	※31 (※30)	※19 (※15)	※は更新事業に適用											
2 防災減災対策	ため池等整備事業 農村災害対策整備事業 集落基盤整備事業	災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の統廃合等、防災減災に資する対策、ハード対策を行うための、耐震性点検・調査等	県 市町村等	50 (55)	29~35 (29~35)	15~21 (10~16)												
農村整備事業																		
1 農業集落排水施設整備事業	団体営農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等	県 市町村等	50 (55)	未定	未定	( )は中山間地域											
								2 農道・集落道整備事業	通作条件整備事業	農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補充し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等								
										3 計画策定等事業	農村整備事業	農村整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討による整備方針の策定、農村インフラ施設の機能保全計画の策定						
農山漁村地域整備交付金																		
1 農業農村整備基盤整備事業																		
								(1) 農地整備										
														1) 通作条件整備				

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
② 一般農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備 イ 樹園地等型 経営の近代化・省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化・省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法に基づき指定された野菜指定産地における畑地を主体とした農用地、田畑輪換を行う水田地帯の農用地における農道の整備 ウ 農業集落間型 農業の生産条件が不利な地域において、農業集落を結び農道の整備 エ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を実施	県	50 [50]	25 [50]	25 [0]	[ ]は山村、過疎、半島(一般型のみ)	
(2) 水利施設整備								
1) 広域農業用水適正管理対策事業	広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき頭首工、水門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う事業	従前の国営土地改良事業と同率					
2) 地域用水環境整備事業	農業水利施設魚道整備促進事業	農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う事業(地域用水環境整備事業(親水・景観保全施設整備、生態系保全施設整備、地域防災施設整備、渇水対策施設整備、利用保全整備、地域用水機能増進施設整備、小水力発電整備)、歴史的施設保全事業)	県	50	50	-		
(3) 農村整備								
1) 農村集落基盤再編・整備事業								
① 集落基盤再編型	集落基盤整備事業	農業集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施	県	50	25	25		
② 中山間地域総合整備型	中山間地域総合整備事業	農業生産条件等が不利な中山間地域において、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施する事業(集落型事業、広域連携型事業)	県	55 55	30 27.5	15 17.5	下物 上物	
2) 農業集落排水事業	団体営農業集落排水事業 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	ア 汚水、雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設(農業集落排水施設等)の整備又は改築 イ アの事業の施行に必要な調査及び計画の策定 ウ 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画(最適整備構想)の策定	市町村改良区等	50	-	50	農業集落排水促進事業(県単) <sup>※1</sup> による補助あり	
			市町村	定額	-	-	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。	
2 海岸保全施設整備事業								
1) 海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図るため、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業	県	50	50	-		
3 効果促進事業								
		農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの	県市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100	
地方創生推進交付金(道整備交付金)	広域営農団地農道整備事業 通作条件整備	広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備並びにこれと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備及び生態系保全施設整備	県	50	36	14		
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業	国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保するもの	県	30 (40) ※1/3	40 (40) 未定	30 (20) 未定	( )は特別型で実施の場合。 ※治水協定を締結した農業用ダムの場合	
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	基幹施設管理体制整備事業	国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成付帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施(土地改良区含む)	県	計画・推進 50 支援 50	25 25	(市町村) 25 (市町村) 25		

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
水利施設管理強化事業	基幹施設管理体制整備事業	ア 一般型 水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対する管理経費の支援 イ 特別型 農業用ダム（一般型の対象となるものを除く。）の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結及び治水協定に基づき実施する取組に対する支援	県	50	25	25	
土地改良施設維持管理適正化事業	維持管理適正化事業	土地改良施設管理者の農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、施設の機能の保持と耐用年数を確保するための適期的な整備補修、設備改善を実施	市町村 改良区等	30	30	40	
災害復旧事業 <sup>*2</sup>							
1 県営災害復旧事業							
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業		24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は災害復旧に高度な技術を必要とするもの	県	農地50 施設65	未定	未定	
(2) 海岸保全施設等災害復旧事業		暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	－	
(3) 地すべり防止施設災害復旧事業		地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	－	
2 団体営災害復旧事業							
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業		24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上のもの	市町村 改良区等	農地 50 施設 65	－	50 35	
災害関連事業							
		原形復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業（原則として本災害を超えないもの）	県	施設 50	未定	未定	
			市町村 改良区等	施設 50	－	50	
土地改良施設突発事故復旧事業		突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合に機能回復を行うもの	県	50 (55)	32	18 (13)	ガイドライン ( )は中山間等地域
国営かんがい排水事業		受益面積が3,000ha（畑に係るものは1,000ha）以上であり、かつ、末端支配面積が500ha（畑に係るものは100ha、畑地におけるファームポンド等は20ha）以上の農業用排水施設の整備	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン (一般型)

\*1 年度事業費の2.5%（H26以降採択地区）を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

\*2 災害復旧事業の割合は、基本的な割合であり、増高申請や激甚災害の指定等により、変更となる

注) 本一覧は、補助事業等の一部について掲載している